

令和5年度開設予定大学院等一覧

1 大学院を設置するもの 4校

令和4年8月

区分	大学等名	学部・学科等名	入学定員(人)	位置	設置者	附帯事項	備考	
私立	札幌保健医療大学大学院	保健医療学研究科 保健医療学専攻(M)	5	北海道札幌市	学校法人 吉田学園	<p>・設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見1及び2への対応において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが改められたが、修正前の申請書において「カリキュラム・マップ」で示されていた両ポリシーに掲げる項目ごとの対応関係や、カリキュラム・ポリシーと授業科目との対応関係を示した図が、修正後の申請書における「カリキュラム・マップ」では示されていないものの、入学志願者や学生等に対しては、これらの対応関係がより容易に理解できるよう、図や表を用いて分かりやすく周知すること。また、DP5で新たに「マネジメント力」を掲げ、対応する必修科目が「フィールドワーク」であることが示されたが、当該授業科目のシラバスを見る限り、到達目標に掲げる「ケアマネジメントの・・・実態を把握し、説明できる」能力が身に付く内容となっているか必ずしも明確でないため、シラバスの記載内容の工夫や周知等を通じて学生が理解できるようにすること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見4への対応において、看護学と栄養学の知識・技術を修得するため、学生が両分野の知識・技術を着実に修得できるよう、どのようなプロセスで履修指導がなされるのか説明を求めたところ、看護学と栄養学の両学問に係る観点からの履修指導の在り方ではなく、領域(健康増進支援領域、健康再生支援領域)ごと又は他領域の科目の履修に係る観点からの指導方法に関する説明が中心となっている。自らの専門性等について様々なバックグラウンドを持つ学生が、カリキュラム・ポリシーに掲げる「看護学・栄養学に立脚する専門職種間の相互理解を深める」ため、また「設置の趣旨等を記載した書類」の「1. 設置の趣旨および必要性(6)本研究科修士の進路の見通し」に記載されている「看護・栄養の連携・協働」を行う能力を身に付けるために、本専攻の教育課程において看護学及び栄養学をどのように履修するか周知するとともに、教育効果の向上の観点から細やかな履修指導を行うこと。</p> <p>・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>	
私立	一宮研伸大学大学院	看護学研究科 看護学専攻(M)	6	愛知県一宮市	学校法人 研伸学園	<p>・設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見1への対応において、本専攻が掲げるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直すとともに、新たに示された「3つのポリシーと育成する人材像との関連」の図によって、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性についての説明がなされた一方で、修正後のカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの対応関係について、例えば、DP5に掲げる「看護専門職の後進育成のため、学習者のニーズにあった教育方法や教育的関わりに必要な科目」と、AP3に掲げる「看護職として社会貢献を志向し、主体的に生涯学習に取り組む意欲」及びAP4に掲げる「保健医療に関する問題意識を有し、看護研究に取り組む意欲」が関連するとした理由が必ずしも判然としない。アドミッション・ポリシーが、入学希望者に対し、卒業認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等に照らして、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度等を示すものであることを踏まえ、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの対応関係について改めて整理した上で、入学希望者等が十分理解できるように分かりやすく示すとともに、適切な方法により周知すること。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>	

区分	大学等名	学部・学科等名	入学 定員 (人)	位置	設置者	附 帯 事 項	備 考
2	(一宮研伸大学大学院)					<p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見2への対応において、ディプロマ・ポリシーから「がん看護専攻教育課程」に係る記載を削除したものの、カリキュラム・ポリシーではCP6としてがん看護専門看護師の養成に係る記載が見受けられる。しかし、CP6に掲げる「がん看護専門看護師として、専門的知識・態度・技術の獲得に必要な」授業科目は選択科目のみであり、必修科目は含まれないことから、必ずしも全ての学生がディプロマ・ポリシーを達成するために必要となる能力等を身に付けるための教育内容や方針を定めるものではないと見受けられる。また、本カリキュラム・ポリシーについては、他のCP1～CP5に掲げる教育課程編成・実施の方針に包括されるものと判断されることから、CP6に掲げる方針については適切に削除するとともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについて、文言の整合性に留意しつつ、必要に応じて適切に改めること。</p> <p>・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。</p> <p>・完成年度に向けて、法人全体の基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態を推移する計画となっていることから、収支均衡を前提とした運営が可能となるよう、中長期的な財務の改善計画を策定・実行し、より強固な財務基盤を確立させること。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>
3	私立 福岡女学院看護大学大学院	看護学研究科 看護学専攻(M)	3	福岡県古賀市	学校法人 福岡女学院	<p>・設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見1への対応において、「看護シミュレーション教育学特論」及び「看護シミュレーション教育学演習」の開講時期が変更され、教育課程の順序性には一定の配慮がなされたものの、「看護教育学特論」「看護教育学演習」の科目内容は方法論や実践論に重点が置かれており、看護教育の制度や教育者・指導者育成、人との関係、発達、心理学等といった看護教育学の基盤となる内容は少ないように見受けられる。本研究科の入学者は「看護専門分野の基礎知識」を有している者を前提としてはいるものの、看護師養成課程を修了した者が必ずしも看護教育学の基礎的な知見を有しているとは限らないことから、本研究科の教育課程において、看護教育学に関する基礎的な知識体系を取り扱う内容を充実させることが望ましい。</p> <p>・専任教員資格審査の結果により、教員の補充が必要とされた授業科目については、確実に教員を充足させること。</p> <p>・理事会及び評議員会の委任状の様式について、白紙委任状ともとれる記載があることから、その内容を改めること。</p> <p>・既設校の今後の定員充足の在り方について不断に検討を行い、定員未充足の改善に取り組むこと。（福岡女学院大学短期大学部英語科）</p>	<p>遵守事項</p> <p>助言事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>

区分	大学等名	学部・学科等名	入学 定員 (人)	位置	設置者	附 帯 事 項	備 考
私立 4	宮崎国際大学大学院	国際教養研究科 国際教養学専攻(M)	5	宮崎県宮崎市	学校法人 宮崎学園	<p>・設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）（本文）」の審査意見4への対応において、学位名称を「学士（国際文化学）」から「学士（国際社会学）」に修正するとともに、コース名称を「国際文化学コース」から「国際社会研究コース」に改めているが「国際社会学」は社会学の一分野として確立されていることを踏まえれば、社会学に関する学修内容が相当程度含まれた教育課程であることが想定されるものと考えられる。一方で、本専攻に配置された社会学に関する授業科目は「社会心理学特論」のみであり、社会学を修める教育課程とはなっていないため、学位に付記する専攻分野の名称を、変更後のコース名称に合わせて「国際社会文化学」とするなど、教育内容に合致した専攻分野の名称となるように改めること。</p> <p>・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>
計	4校	4研究科 4専攻(M)					

2 研究科を設置するもの 11校

区分	大学等名	学部・学科等名	入学 定員 (人)	位置	設置者	附帯事項	備考
公立 1	新潟県立大学大学院	健康栄養学研究科 健康栄養学専攻 (M)	5	新潟県新潟市	公立大学法人 新潟県立大学	・特になし	
公立 2	富山県立大学大学院	看護学研究科 看護学専攻 (M)	10	富山県富山市	公立大学法人 富山県立大学	<p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見1への対応において、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料7-1で育成する人材像と3つのポリシーの関係が説明されているが、ディプロマ・ポリシー6に掲げる「看護職として生涯にわたって自己研鑽し続け、プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力を身につけている」に対応するカリキュラム・ポリシーは全項目であると説明されている。全てのカリキュラム・ポリシーに関係するのであれば、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料7-2(カリキュラムポリシーと授業科目の関係)で示されているとおり、全ての授業科目に関係することになるが、シラバスを見ると、例えば、「看護統計特論」は看護における統計の理論と実践を学ぶことを目的としているが、ディプロマ・ポリシー6に掲げられた「プロフェッショナルとしての高い意識と倫理観をもって行動できる力」を身につける内容となっているとは見受けられず、ディプロマ・ポリシー6に掲げられた各能力が、いずれのカリキュラム・ポリシーに基づく授業科目によって涵養(かんよう)することが想定され、学生に押し修得することが求められているのが必ずしも明確ではない。このことから、ディプロマ・ポリシーを達成するための授業科目を確実に履修できるよう、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、各授業科目との対応関係について、より明確に整理して分かりやすく示すなど、学生等が理解できるよう適切に改めつつ、周知徹底を図ること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見1への対応において、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料7-1及び資料7-2によって、ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー及び授業科目の関係が示されたが、ディプロマ・ポリシー4に掲げる「国際的な保健医療に関心を持ち、柔軟な思考と広い視野を身につけている」及びこれに対応するカリキュラム・ポリシー4に掲げる「国際的な保健医療に関心を持ち、併せて地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて主体的に取り組む能力を培う」に関連する科目であり、専門看護師コースの必修科目でもある「老年看護学原論」及び「高齢者ケアシステム論」では、シラバスの内容を確認する限り、国際的な保健医療を取り扱うと見受けられる講義内容は計30回中5回のみとなっていることから、カリキュラム・ポリシー4及びディプロマ・ポリシー4を達成するため、国際的な保健医療に係る講義回数や授業科目を増やすなど、必要かつ十分な授業内容を充実させること。</p> <p>・専任教員資格審査の結果により、教員の補充が必要とされた授業科目については、確実に教員を充足させること。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>
公立 3	福井県立大学大学院	健康生活科学研究科 健康生活科学専攻 (D)	3	福井県吉田郡永平寺町	公立大学法人 福井県立大学	<p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見1への対応において、本研究科が掲げる「健康生活科学」の定義について説明がなされたが、「健康生活科学」が既に一般的に確立した学問分野ではなく、看護学と社会福祉学を融合させることによって新たに作り上げていく、新規性のある学問分野であるという趣旨を含め、「健康生活科学」の定義や「健康生活科学」と本研究科の養成する人材像との関連性が学生や社会等に対し誤解なく正確に伝わるよう、適切な説明を加えた上で周知すること。</p> <p>・「健康生活科学」の定義に掲げる「Well-being」を、「『健康と幸福』のことで、心身と社会的な健康を意味する概念」として、看護学の観点を中心に説明しているが、「健康生活科学」が看護学と社会福祉学が融合した学問領域であり、「看護学も社会福祉学も『ウェルビーイング』を達成するためには必要不可欠な学問」としていることを踏まえれば、本専攻が掲げる「健康生活科学」や「Well-being」が「主に生活上の課題に視点」を置く社会福祉学に関する内容を含むものであることについて、学生が十分に理解できるよう適切な説明を加えて周知すること。</p> <p>・入学志願者等が本研究科で学ぶ内容を十分に理解した上で入学できるよう、本専攻の教育課程が看護学及び社会福祉学を融合した内容であることを明確にして適切に広報することが望ましい。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>助言事項</p>

区分	大学等名	学部・学科等名	入学定員(人)	位置	設置者	附帯事項	備考
4	北海道医療大学大学院	医療技術科学研究科 臨床検査学専攻(M)	4	北海道札幌市	学校法人 東日本学園	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム・ポリシーに、「シラバスに成績評価基準を明示した上で厳格な成績評価を行う」とあるが、シラバスでは「評価方法」として、例えば「課題レポート100%」といった記載に留(とど)まっている授業科目等が散見されることから、カリキュラム・ポリシーに示された成績評価を行うための評価基準や評価方法等について、各授業科目のシラバスにより具体的かつ明確に記載することが望ましい。 ・理事会の委任状の様式について、白紙委任状ともとれる記載があることから、その内容を改めること。 ・既設校の今後の定員充足の在り方について不断に検討を行い、定員未充足の改善に取り組むこと。(北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科) 	<ul style="list-style-type: none"> 助言事項 遵守事項 遵守事項
5	東北医科薬科大学大学院	医学研究科 医学専攻(D)	10	宮城県仙台市	学校法人 東北医科薬科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・経常収入に対する教育研究経費が同系統の学校法人の平均値に比べ低く、かつ近年この割合が低下傾向にあることから、教育研究条件の充実向上に取り組むこと。 ・開設年度前年度以降に借入を予定しているため、負債について計画どおり償還し、負債の減少に努めること。 ・基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態に継続していることから、中長期的な視座から収支が均衡するよう財務計画を策定し、経営基盤の安定確保に取り組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 助言事項 助言事項 助言事項
	立教大学大学院	スポーツウエルネス学研究科 スポーツウエルネス学専攻(M) スポーツウエルネス学専攻(D)	10 5	埼玉県新座市	学校法人 立教学院	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見1への対応において、「『スポーツウエルネス学』は、・・・『スポーツ科学』と、・・・『ウエルネス科学』とを融合させた学問体系であり、スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与することを目的としている」ことが示されたが、「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の資料1を見ると、研究分野は「スポーツ分野」と「ウエルネス分野」に二分されており、スポーツとウエルネスの各分野を単独で学ぶようにも見受けられ、双方を融合的に学ぶものであることが必ずしも明確ではない。また、「人材養成像」として「アスリートパフォーマンス」「ウエルネススポーツ」「環境・スポーツ教育」の3つが示されたが、2つの研究分野がどのように関連し、これら3つの「人材養成像」に求められる能力等を涵養(かんよう)するのか、示された図からは必ずしも明らかではないことから、本学が掲げる「スポーツウエルネス学」と「スポーツ科学」「ウエルネス科学」との関係、「スポーツウエルネス学」と養成する人材像との関係、及び3つの「人材養成像」それぞれの身に付ける能力等と修了後の想定される進路について、研究科設置前から、社会や学生等に対し分かりやすく示すこと。 ・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見3への対応において、本研究科の博士前期課程及び博士後期課程の養成する人材像について改めて示された。この中で、博士前期課程の「人材養成像」は「スポーツの推進と心身のバランスを整え人々のウエルネス向上に貢献し、ウエルネス社会の構築に寄与する人材」と説明されているが、文章表現上、「スポーツ」が「ウエルネス」に関係しているものであることが見えにくい。このため、本研究科全体の「人材養成像」では「スポーツを通じてウエルネスの向上を支える」人材と説明していることや、本研究科の名称でもある「スポーツウエルネス学」を、スポーツ科学とウエルネス科学を融合させた学問体系であると説明していることに鑑み、本研究科の博士前期課程の養成する人材像についても、スポーツを通じてウエルネスの向上に貢献するということが、入学を希望する学生や社会に対し分かりやすく示されることが望ましい。(スポーツウエルネス学専攻(M)) 	<ul style="list-style-type: none"> 遵守事項 助言事項

区分	大学等名	学部・学科等名	入学定員(人)	位置	設置者	附帯事項	備考	
6	(立教大学大学院)					<p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見4への対応において、本研究科で修得すべきスポーツウエルネス学における能力を身に付けるための授業科目を、「スポーツ分野」及び「ウエルネス分野」の区分に沿って体系的に編成することが示されたが、「スポーツ科学」とウエルネス科学の融合を「スポーツウエルネス学」と説明している一方で、両分野を複合的に学び、学際性を高める授業科目が見受けられないことから、博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれの養成する人材像や身に付けるべき能力等を踏まえつつ、例えば「スポーツ」と「ウエルネス」の両面の観点から取り組むプロジェクトベーストレーニングを中心とした演習科目を設けるなど、「スポーツ分野」での学びと「ウエルネス分野」での学びをつなぐ授業科目を追加すること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見4への対応において、本研究科で修得すべきスポーツウエルネス学における能力を身に付けるための授業科目を、「スポーツ分野」及び「ウエルネス分野」の区分に沿って体系的に編成することが示されたが、各分野で修得すべき単位数について特段の定めがなく、履修方法によっては修得する単位がいずれかの分野に偏ることも想定されることから、スポーツ科学とウエルネス科学の融合を「スポーツウエルネス学」としていることに鑑み、本研究科の学生が修得する単位が、いずれかの分野に偏ることがないように、修了要件として分野ごとに修得する科目数や単位数について一定の上限を定める又は指定するなど、適切な履修条件を定めること。</p> <p>・長期的かつ安定的な学生の確保に資するため、本研究科に対する社会的なニーズを客観的な根拠に基づき分析するなどして、戦略的な学生募集活動に取り組むことが望ましい。</p> <p>・遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携等により、監事による監査の体制の充実に努めること。</p> <p>・会議の運営に関し、以下の事項について適切に行うこと。【・理事会及び評議員会の開催順序(・令和2年度決算・令和3年度決算)】</p> <p>・令和3年度中に開催された評議員会の実出席率が低いことから、実出席を増やすよう努めること。</p> <p>・未整備の規程を整備すること。(情報公開に関する規程)</p> <p>・寄附行為第27条4号の評議員が欠員となっていることから、速やかに補充すること。なお、同号評議員が長期間に亘り該当者がいないと認められる場合は、実情を踏まえ、関連の規程を改める等の適切な措置を講ずること。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>助言事項</p> <p>助言事項</p> <p>遵守事項</p> <p>助言事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>	
私立	城西国際大学大学院	健康科学研究科 健康科学専攻(M)	8	千葉県東金市	学校法人 城西大学	<p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見1(3)の対応において、「メディカル基礎領域」から「健康薬科学領域」に名称を変更し、「健康薬科学領域」が薬学の専門領域であることを明確にするとともに、「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見2の対応において、アドミッション・ポリシーに掲げる「メディカル基礎領域関連職」は「薬剤師」であることが示されたことから、「健康薬科学領域」を選択する主な進学者は「薬剤師」を想定しているものと推察されるが、「健康薬科学領域」に関連する授業科目のシラバスからは、既に薬学に関する一定の専門的知識を有する「薬剤師」にとっては修得済みと思われる内容が多く含まれているように見受けられることから、全ての「薬剤師」にとって、必ずしも本領域を選択することが目的に適(かな)うものではないことも想定される。そのため、学生募集に当たっては、養成する人材像や修得することができる能力に対応した教育課程が編成されていることを明確化する観点から、履修モデルや授業科目の内容を、あらかじめ適切に示すこと等により、「薬剤師」を始めとする学生にとって、入学後学生自身の履修目的と教育課程を通じて修得することができる能力等の不一致が生じることがないように努めるとともに、本専攻が「リカレント教育の場となることに重点を置いている」ことに鑑み、「薬剤師」を対象としたリカレント教育の趣旨・目的、意義等について、受験者や社会に対して明確に示すこと。</p>	<p>遵守事項</p> <p>人文科学研究科 女性学専攻【定員減】</p>	(△8)

区分	大学等名	学部・学科等名	入学 定員 (人)	位置	設置者	附 帯 事 項	備 考
	(城西国際大学大学院)					<p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見3の対応において、カリキュラム・ポリシー6に「ディプロマ・ポリシーに基づく、各自の学修プログラムを入学後早期に提示し、また原則として、ディプロマ・ポリシーに示す能力の修得状況及び大学院生としての成長に伴う達成度を、クォーター毎に評価すること」を掲げ、その評価の在り方を①から⑤の各項目に示しているが、カリキュラム・ポリシー6に掲げる「ディプロマ・ポリシーの能力の修得状況」や「大学院生としての成長に伴う達成度」を①から⑤のどの項目によって、どのような手順により評価するのか判断としないことから、本研究科の授業を履修する学生等が分かりやすく理解できるように、適切に整理した上で示すことが望ましい。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見4の対応において、「専門科目」だけでなく「特別研究」も含めて「専門的支援を高度に探究する」と説明しているが、「健康薬科学領域」に配置された「健康薬科学特論」及び「健康薬科学演習」を通じて身に付ける知識や技能は、前述の通り、履修することが想定される「薬剤師」とっては、既に修得済みと思われる内容が多く含まれているように見受けられることから、リカレント教育を目的として入学する「薬剤師」にとっても、本科目の内容がディプロマ・ポリシーに掲げる「それぞれの専門領域の実践を高度に探究することができる」能力に資する学修内容となるように不断の見直しを行いつつ、その改善・充実を図ること。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見5の対応において、「健康科学基礎科目では2科目選択必須とし、・・・マネジメント特論・・・を設置し、多方面から新しい学術知を学修する場としている」と説明されているが、「マネジメント特論」のシラバスでは、達成目標に「看護職として、政策に関わる意義について理解し、提言することができる」ことを掲げるなど、看護領域の学生が受講することが想定されている内容になっていると見受けられる。一方で、ディプロマ・ポリシーに掲げる「実践現場でリーダーシップをとり、実践を変容させていくためのマネジメントを行うことができる」能力を涵養（かんよう）することを目的とした授業科目は「マネジメント特論」のみであるように見受けられることから、本専攻の学生全てがディプロマ・ポリシーを達成するためには、看護領域の学生のみならず、他領域の学生も本授業科目を受講することを前提とした授業内容とする必要があると考えられる。このため、「マネジメント特論」の授業計画が、看護領域以外の学生も履修することを前提とした内容となるよう適切に改めるとともに、学生に対して、本専攻のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえた適切な履修モデルを提示した上で、必要に応じて細やかな履修指導を行うこと。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見5の対応において、「健康科学特論Ⅰ～Ⅵ」のうち、2領域以上から2科目4単位を選択必修としているが、「健康薬科学領域」に関連する科目である「健康科学特論Ⅵ」については、シラバスを確認する限り、物理系薬学に関する内容となっており、化学系薬学や生物系薬学についての学びは含まれておらず、授業内容に偏りが見受けられることから、薬学に関する必要な知識を修得し、薬学的視点から健康科学に対してアプローチすることが可能となるよう、必要に応じて化学系薬学や生物系薬学など、物理系薬学以外に関する授業科目を追加すること。また、養成する人材像として「多職種連携において、多角的視点をもつてリーダーを担える人材」を掲げていることを踏まえれば、領域選択前の講義科目のみならず、例えば「特別研究」において、他の領域の学生と共同でフィールドワークを行うなど、領域選択後の演習科目や実験実習科目においても、各領域が有機的に連携した教育課程を編成することが望ましい。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見7の対応において示されたスケジュールによれば、1年次5月からアドバイザー教員の下で研究課題の検討を行い、1年次9月に研究指導教員を決定、さらに1年次2月に研究課題を決定の上、2年次4月から研究を遂行する計画となっている。このため、研究遂行期間が実質1年間しか確保されていないように見受けられることから、例えば、研究指導教員や研究課題の決定を早めるなどにより、学生が修業年限内に教育課程を修めることができるよう、適切な研究遂行期間を確保すること。また、アドバイザー教員と研究指導教員は必ずしも同一教員とは限らないように見受けられることから、学生に対する研究指導に支障が生じることのないよう、アドバイザー教員と研究指導教員の役割を明確化すること等を通じて、指導体制の確保を行うこと。</p>	<p>助言事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>助言事項</p> <p>遵守事項</p>

区分	大学等名	学部・学科等名	入学定員(人)	位置	設置者	附帯事項	備考	
7	(城西国際大学大学院)					<ul style="list-style-type: none"> ・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見9の対応において、公平・公正性の観点から、修士論文の審査員である主査及び副査については、「当該学生の研究指導教員以外で、学生の研究課題に近い分野の教員から選定する。」こととされたが、学生の研究課題以外の分野の教員のみによって、修士論文の適正な審査がなされるか懸念があることから、審査員には、研究指導教員以外で学生の研究課題を責任を持って指導・審査等ができる分野の教員を含めて選定すること。 ・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見17の対応において、本専攻で養成する人材が地域に必要とされていることが示されたが、修了生の雇用や処遇の安定性が懸念されることから、学外に向けた積極的な広報活動等を通じて、本専攻で養成する人材像や修了生が修得する知識・能力等について広く周知するとともに、長期的かつ安定的な人材需要や就職先を開拓し、需要拡大に努めること。また、開拓した進路については学生に周知を図るとともに、進路・就職支援の充実に努めること。 ・専任教員資格審査の結果により、教員の補充が必要とされた授業科目については、確実に教員を充足させること。 ・遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携等により、監事による監査の体制の充実に努めること。 ・既設校の今後の定員充足の在り方について不断に検討を行い、定員未充足の改善に取り組むこと。(城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科、薬学部医療薬学科) ・監事監査について、計画性をもって、効率的かつ適時に監査を行うためにも、監査計画を策定することが望ましい。 ・近年の経常収支の状況を踏まえて予算を編成し、予算と決算の乖離が少なくなるようその精度を高めること。 ・私立学校法第47条第2項は、財務書類等の作成日(会計年度終了後2ヶ月以内の日)から備え付けることを義務付けていることから、遅延していないとの認識を改め、今後は、特段の事情のない限り、2ヶ月以内に備え付けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 遵守事項 遵守事項 遵守事項 助言事項 遵守事項 助言事項 助言事項 遵守事項 	
8	私立 昭和女子大学大学院	福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻(P)	50	東京都世田谷区	学校法人 昭和女子大学	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、さらに理論と実務を架橋して高度専門職業人の養成に特化した教育を実施するという専門職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。 ・教育課程連携協議会の適切な運用等により、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等に基づき、時宜に応じた教育課程が、将来にわたって持続的かつ効果的に編成されるとともに、その教育水準を一層向上させるよう努めること。 ・専任教員資格審査の結果により、教員の補充が必要とされた授業科目については、確実に教員を充足させること。 ・学生等の募集を停止中の組織については、適切な時期に廃止等の措置を講ずること。(昭和女子大学人間文化学部国際学科、食健康科学部環境デザイン学科) 	<ul style="list-style-type: none"> 遵守事項 遵守事項 遵守事項 遵守事項 	<p>学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の設置 生活機構研究科 福祉社会研究専攻〔定員減〕</p> <p>(△45)</p>
9	私立 順天堂大学大学院	保健医療学研究科 理学療法学専攻(M) 診療放射線学専攻(M)	5 5	東京都文京区	学校法人 順天堂	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携等により、監事による監査の体制の充実に努めること。 ・開設年度前年度以降に借入を予定しているため、負債について計画どおり償還し、負債の減少に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 助言事項 助言事項 	

区分	大学等名	学部・学科等名	入学定員 (人)	位置	設置者	附帯事項	備考
10	私立名古屋学芸大学大学院	看護学研究科 看護学専攻(M)	6	愛知県名古屋市	学校法人 中西学園	<ul style="list-style-type: none"> ・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。 ・学生等の募集を停止中の組織については、適切な時期に廃止等の措置を講ずること。(名古屋外国語大学外国語学部英語教育学科、外国語学部日本語学科、外国語学部世界教養学科) 	<ul style="list-style-type: none"> 遵守事項 遵守事項
11	私立奈良学園大学大学院	リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻(M)	4	奈良県奈良市	学校法人 奈良学園	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態を継続していることから、収支均衡を前提とした中長期的な財務計画の策定・実行など、経営基盤の安定確保に取り組むこと。 ・完成年度における法人全体の基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなっていることから、収支の均衡を前提とした中長期的な財務計画の策定・実行に取り組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 助言事項 助言事項
計	11校	11研究科 9専攻(M) 3専攻(D) 1専攻(P)					

(注) 「備考」欄の()書の数字は、今回の認可申請に伴う関係のある既設学部等の入学定員の減を示す。

3 専攻の設置又は課程を変更するもの 5校

区分	大学等名	学部・学科等名	入学定員(人)	位置	設置者	附帯事項	備考
公立 1	静岡社会健康医学大学院大学	社会健康医学研究科 社会健康医学専攻(D)	2	静岡県静岡市	公立大学法人 静岡社会健康医学大学院 大学	・特になし	
公立 2	新見公立大学大学院	看護学研究科 地域福祉学専攻(M) 看護学専攻(D)	4 2	岡山県新見市	公立大学法人 新見公立大学	<p>・「審査意見への対応を記載した書類(6月)」の審査意見2の回答について、審査意見1(1)への対応においては、本専攻として養成するのは「看護の視点から全世代型地域包括ケア看護学の深化・推進に貢献し、多様な看護実践の場において理論・看護モデルを新たに構築する『看護研究者』」であることが説明されたが、多様な看護実践の場において理論・看護モデルを新たに構築するために必要になると考えられる質的研究に関連する研究手法を教授する授業内容は「看護学研究方法特講」の講義のうちの数回のみと見受けられる。このため、必要に応じて、エスノグラフィや現象学的アプローチなど、質的研究において必要となる研究手法を適切に修得することができるよう、授業内容を充実させるか、新たに科目を配置することが望ましい。(看護学研究科看護学専攻(D))</p> <p>・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。(看護学研究科看護学専攻(D))</p>	<p>助言事項 看護学研究科 看護学専攻(M)〔定員減〕 令和5年4月名称変更予定 看護学研究科 → 健康科学研究科 (Δ1)</p> <p>遵守事項</p>
私立 3	獨協医科大学大学院	看護学研究科 看護学専攻(D)	3	栃木県下都賀郡壬生町	学校法人 獨協学園	<p>・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。</p>	遵守事項
私立 4	帝京平成大学大学院	看護学研究科 看護学専攻(D)	3	東京都中野区	学校法人 帝京平成大学	<p>・看護実践者・看護教育者・看護研究者ごとの履修モデルについて、履修科目の多くが共通であることから、特に重視する科目等を明示するなど学生に分かりやすいものとするが望ましい。</p> <p>・専任教員資格審査の結果により、教員の補充が必要とされた授業科目については、確実に教員を充足させること。</p> <p>・完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想について着実に実施すること。</p>	<p>助言事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>
私立	藤田医科大学大学院	医学研究科 病院経営学・管理学専攻(P)	10	愛知県豊明市	学校法人 藤田学園	<p>・設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、さらに理論と実務を架橋して高度専門職業人の養成に特化した教育を実施するという専門職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・教育課程連携協議会の適切な運用等により、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等に基づき、時宜に応じた教育課程が、将来にわたって持続的かつ効果的に編成されるとともに、その教育水準を一層向上させるよう努めること。</p>	<p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>

区分	大学等名	学部・学科等名	入学定員(人)	位置	設置者	附帯事項	備考
5	(藤田医科大学大学院)					<p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見1への対応において、本専攻の養成する人材に掲げる「病院経営のための、高度の専門職人材」に示す「病院」について、想定する規模等を「原則200床以上の地域医療支援病院」や「高度急性期機能を有する特定機能病院」と説明しているが、これらの急性期医療を担う病院は全国的にも数が限られており、本専攻に入学することが想定される人材は、一部の医療専門職業人に限られるものと見受けられる。このため、本専攻の継続性の観点からも、学生の受入れに当たっては、地域医療支援病院や特定機能病院以外の病院に従事し又は従事することを想定する者であっても、「地域を支えるリーダー」として本専攻がディプロマ・ポリシーに掲げる能力の修得を希望する者が幅広く本学において学ぶことができるよう考慮するとともに、様々な背景を持つ学生に対応することができる授業科目の充実等を通じて、カリキュラムの改善に努めることが望ましい。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見8への対応において、本専攻の出願資格について、「下記の項目をすべて満たす者」の記載を削除した上で、「地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の医療専門職業等に就いており、病院経営・管理に関する高度の専門的知識や実務能力の修得を志す者」を追加し、医師のみならず、より多様な人材を想定したものに変更されたものと見受けられるが、出願資格に示された1)～5)の各項目について、いずれかを満たす必要があるとして設定されているものと推察されるものの、その要件が明記されていないことから、学生募集や入学選抜においては、本専攻に出願するための要件について、入学希望者に対し明確に示すこと。</p> <p>・「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見9への対応において、本専攻が掲げるアドミッション・ポリシーが改められたが、修正後の各アドミッション・ポリシーには、「（医療専門職としての能力）」など、括弧書きで入学者に求める能力と見受けられる内容が付記されている。しかしながら、括弧書きの記載と、策定されたアドミッション・ポリシー自体との関連が不明確であることから、入学志願者等が、本専攻が入学者として求める人材を明確に理解できるよう、括弧書きを用いるのではなく、括弧書きの内容も含めたアドミッション・ポリシーとして策定し、明示すること。</p> <p>・専任教員資格審査の結果により、教員の補充が必要とされた授業科目については、確実に教員を充足させること。</p>	<p>助言事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p> <p>遵守事項</p>
計	5校	5研究科 1専攻(M) 4専攻(D) 1専攻(P)					

(注) 「備考」欄の()書の数字は、今回の認可申請に伴う関係のある既設学部等の入学定員の減を示す。